

# 若年がん患者在宅療養支援事業

市では、がんに罹患した18歳以上40歳未満の方が、住み慣れた自宅で安心して療養生活を送ることができるように、介護保険制度に準じた在宅介護サービス、福祉用具購入等の在宅療養にかかる費用の一部を助成します。

## ＊対象となる方

※次の要件を全て満たす方が対象です。

- ① 申請時及び利用時に京丹後市に住所を有している満18歳以上40歳未満の方
- ② 医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復見込みのない状態に至ったと判断したがん患者の方
- ③ 在宅療養生活への支援及び介護が必要な方
- ④ 他の制度では同様の助成又は給付を受けることができない方

## ＊対象サービス

- ① 訪問介護（入浴排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話）
- ② 訪問入浴介護
- ③ 福祉用具のレンタル（車いす、特殊寝台、手すり・スロープ(工事を伴わないもの)、歩行器等）
- ④ 福祉用具の購入（腰掛便座、入浴補助用具、歩行器、スロープ等）

※ただし、介護保険法に基づき、都道府県が指定した事業所でレンタル・購入した場合に限ります。



## ＊助成金額

サービスの内容（区分）	サービス利用上限額
対象サービス①～③の合計金額 （訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具のレンタル）	80,000円（月額） ※助成上限額 72,000円
対象サービス④の合計金額 （福祉用具の購入）	100,000円（年額） ※助成上限額 90,000円

※サービス利用額の9割相当額を助成します。 ※助成上限額を上回る利用料は、ご本人の負担となります。

## 問い合わせ・申請書提出先

京丹後市健康長寿福祉部健康推進課

〒627-0012

京丹後市峰山町杉谷691番地（R8.5.7市役所峰山庁舎2号館へ移転）

電話：0772-69-0350 Email：kenkosuishin@city.kyotango.lg.jp

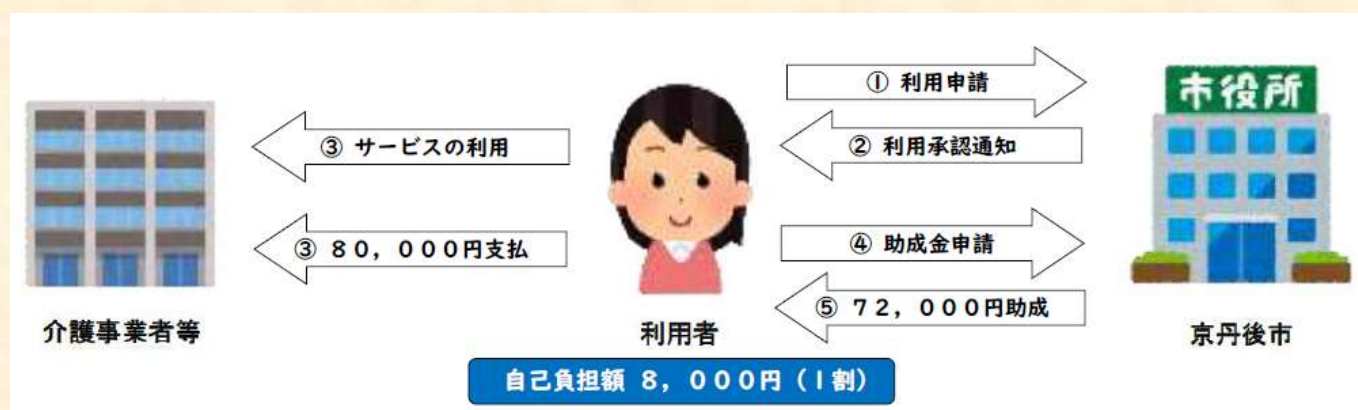


【京丹後市ホームページ】

## 利用の流れ

① 利用申請	次の書類を健康推進課に提出してください。(郵送可) <input type="checkbox"/> 申請書(様式第1号) <input type="checkbox"/> 医師の意見書(様式第2号) ※意見書は主治医に記入を依頼してください。 文書料が発生する場合は自己負担となります。
② 利用承認通知	申請内容を確認し、京丹後市から利用承認通知書を送付します。
③ サービスの利用 支払	利用にあたっては、ご自身で介護サービス事業所などに利用をご依頼ください。 サービス利用後、利用にかかった費用は一旦全額をお支払いください。
④ 助成金の申請	次の書類を健康推進課に提出してください。(郵送可) <input type="checkbox"/> 交付申請書(様式第4号) <input type="checkbox"/> サービス利用一覧(様式第5号) <input type="checkbox"/> サービスの利用に係る領収書(原本)・明細書
⑤ 助成金の受取	指定口座へ助成金が振り込まれます。振込には1か月程度かかります。

例：1か月に 80,000円の福祉用具のレンタルサービスを受けた場合



## Q&A

質問	回答
サービスはいつから利用できますか。	利用決定となった場合、申請日から助成の対象となります。
ひと月あたりの上限額を超えて、サービスを利用できますか。	利用できますが、上限額を超えた利用料は、全額利用者の自己負担となります。
助成対象者として認定を受けて在宅療養をしていた方が入院した場合は、助成の対象になりますか。	入院することになっても、助成対象者と認定され、在宅療養をしている間は、助成の対象になります。